議案第49号

町田市立図書館運営規則の全部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2021年3月31日提出 町田市教育委員会 教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市立図書館設置条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため改正するものです。

別紙のとおり、町田市立図書館運営規則を全部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市立図書館設置条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 規則の題名を「町田市立図書館条例施行規則」に改めます。
- (2) 指定管理者に関する規定を加えます。(改正後の第2条から第6条まで関係)
- (3)図書館資料の貸出し等に関する規定を改めます。(改正後の第7条及び第11条 関係)
- (4)貸出し制限する図書館資料に関する規定を加えます。(改正後の第12条関係)
- (5) 事業に関する規定を削ります。(改正前の第2条関係)
- (6)開館時間及び休館日に関する規定を削ります。(改正前の第3条及び第4条関係)
- (7) 利用の禁止に関する規定を削ります。(改正前の第5条関係)
- (8) 賠償義務に関する規定を削ります。(改正前の第6条関係)
- (9) その他文言の整理を行います。
- 3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

町田市立図書館条例施行規則

町田市立図書館運営規則(昭和45年8月町田市教育委員会規則第2号)の全部を 改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市立図書館条例(令和3年3月町田市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定申請)

- 第2条 指定管理者の指定を受けようとする者は、町田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める期日までに、町田市立図書館指定管理者指定申請書(別記様式)に次項各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。
- 2 条例第6条第2項に規定する事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類は、 次に掲げるとおりとする。
- (1)指定予定期間に属する各年度の町田市立図書館(以下「図書館」という。)の 管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び決算書(指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録)
- (4) 指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及 び収支予算書
- (5) 役員の名簿
- (6)組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(指定管理者の指定通知等)

第3条 教育委員会は、条例第6条第3項の規定により指定管理者に指定したときは

その旨を、指定しないときは理由を付してその旨を前条第1項に規定する申請者に 通知するものとする。

(協定の締結)

- 第4条 指定管理者は、市長及び教育委員会と図書館の管理に関する協定を締結する ものとする。
- 2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理に要する費用に関する事項
- (3) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 管理の業務の報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長又は教育委員会が必要と認める事項 (事業報告)
- 第5条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次に掲げる事項を書面により、教育 委員会に報告しなければならない。
 - (1) 管理運営の実施状況に関する事項
 - (2) 利用状況に関する事項
 - (3) 管理に要した費用に関する事項
 - (4)前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(帳簿の整備)

第6条 指定管理者は、前条各号に掲げる事項に関する帳簿を常に整備しておかなければならない。

(図書館資料の貸出し等)

第7条 図書館資料(図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は町田市との間で図書館の 相互利用に関する協定を締結した市の区域内に在住する者
- (2) 市内に所在地又は活動場所がある地域文庫、読書会、学校、保育園その他教育 委員会が適当と認める団体
- 2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用申込書に前項に規定する者であることを証する書類を添えて教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)に提出し、利用券の交付を受けなければならない。
- 3 利用券の交付を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、図書館資料の貸出 しの申込みをするときは、その都度利用券を提示しなければならない。
- 4 利用登録者は、利用申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会等にその旨を届け出なければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、図書館奉仕に支障のない範囲内で第1項に規定する者以外の個人又は団体に、第2項及び第3項に規定する手続を経ずに図書館資料を貸し出すことができる。

(利用券の貸与等の禁止)

第8条 利用登録者は、利用券を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(利用券の紛失)

第9条 利用登録者は、利用券を紛失したときは、速やかに教育委員会等にその旨を 届け出なければならない。

(利用券の貸与、紛失等に係る損害賠償責任)

第10条 利用券の貸与、紛失等により、利用券が利用登録者以外の者によって使用 され、損害が生じた場合、その責めは利用登録者に帰するものとする。

(貸出点数等)

第11条 貸出しを受けることができる図書館資料の種類、貸出点数及び貸出期間は、 次の表のとおりとする。

貸出対象者	種類	貸出点数	貸出期間
第7条第1項第1	図書等及び点訳資	10点以内(移動図	貸出しの日から1
号に該当する利用	料(文字を点字に訳	書館(図書館法第3	4日以内(移動図
登録者	した資料をいう。)	条第5号に規定す	書館における貸出
		る巡回を行う図書	しの場合は、次の
		館をいう。以下同	巡回日まで)
		じ。)における貸出	
		しの場合で、貸出期	
		間が14日を超え	
		るときは、20点以	
		内)	
第7条第1項第1	視聴覚資料	3点以内	貸出しの日から7
号に該当する利用			日以内
登録者(小学生以			
下の者を除く。)			
第7条第1項第2	図書等	300点以内	貸出しの日から3
号に該当する利用			月以内
登録者			

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、貸出 点数又は貸出期間を別に指定することができる。

(貸出しを制限する図書館資料)

第12条 教育委員会等は、貸出しをすることが適当でないと認める図書館資料については、貸出しを行わないものとする。

(図書館資料等の利用の制限)

第13条 教育委員会は、利用登録者が第11条に定める貸出期間内に図書館資料を返却しないとき、その他図書館の管理運営上著しく支障となる行為を行ったとき

は、当該利用登録者に対し図書館資料又は図書館の設備の利用を制限することができる。

(図書館資料の寄贈及び寄託)

- 第14条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。
- 2 図書館資料の寄託は無償とし、他の図書館資料と同一の取扱いをするものとする。
- 3 図書館は、受託した図書館資料の亡失、滅失又は損傷について、その責めを負わない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、図書館の運営等に関し必要な事項は、教育 長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(町田市民文学館条例施行規則の一部改正)

2 町田市民文学館条例施行規則(平成18年7月町田市教育委員会規則第8号)の 一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前	
(図書館資料の館外貸出し)	(図書館資料の館外貸出し)	
第5条 略	第5条略	
2 図書館資料の館外貸出しの手続等について	2 図書館資料の館外貸出しの手続等について	
は、町田市立図書館条例施行規則(令和3年	は、町田市立図書館運営規則(昭和45年8	
3月町田市教育委員会規則第 号) 第7条	月町田市教育委員会規則第2号)第7条から	
から第12条までの規定を準用する。	第12条までの規定を準用する。	

別記様式(第2条関係)

町田市立図書館指定管理者指定申請書

年 月 日

町田市教育委員会 様

所 在 地 申請者 団 体 名 代表者氏名

町田市立図書館の指定管理者の指定を受けたいので、町田市立図書館条例第 6条第2項の規定により、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 添付書類